

第 1 回八代交通圏タクシー協議会議事概要

日 時 平成 21 年 11 月 27 日 (金) 14 : 30 ~ 16 : 20

場 所 八代商工会議所 2F 中会議室

1 . 協議会設立の手続き

- ・「八代交通圏タクシー協議会設置要綱」の承認
全会一致で承認
- ・構成員の紹介
- ・会長選出
久保熊本運輸支局長

2 . 第 1 回八代交通圏タクシー協議会

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 事務局紹介

(4) 議 事

本協議会の目的について

熊本県のタクシー事業の状況について

本協議会の今後の検討の進め方について

質疑、タクシー協会長挨拶、委員からの意見

(内容は下記のとおり)

その他

(5) 閉会

【質 疑】

1 回当たりの乗車キロ、運賃はどれくらいか。どういうところを起点としたどういう流動が多いのか。

(回答) 平均すると 1 回乗車当たりの乗車は、980 円程度。

運転者数そのものの推移はどういう状況か。

(回答) 八代の勤務体系で行くと、車両数×1.5倍程度が乗務員のMAXになるかと思うが、300両×1.5=450人ということになるが、その85%くらい(約380人)が労働者数というふうに考えていただいても良いのではないかと。(八代事業者会回答)

運転者数の推移については、次回にでも資料としてお出ししたい。(支局回答)

八代交通圏の運賃の現状について教えていただきたい。また、地域計画の説明の中に「苦情処理体制の充実」とあったが、実際の苦情の内容についても教えていただきたい。

(回答) 県下の7割以上が、19年の12月に運賃改定をしたが、八代地区でも1社(実際は2社)を除いてだったかと思うが、上限の640円に1回ははりついた。しかしながら、ワンコイン運賃の事業者があったということで、対抗上非常に厳しい為、現在は(10月改正前の)「下限580円」の運賃と、初乗り短縮を採用した「初乗り340円」を適用している。

苦情については、電話、FAX、メールでの苦情がある。大体が接客マナー、交通マナーについての苦情が多い。嫌煙タクシーを導入したが、その後、乗務員が喫煙をしていたという苦情もあった。個々の苦情については、協会から事業者の管理職に報告、指導をしている。(タクシー協会回答)

【(社)熊本県タクシー協会長 石崎委員 挨拶要旨】

私どもの業界も、バブルがはじけて以降右肩下がりの状況が続いている。我々業界もいろいろと反省すべき点があるのではないかと考える。そういう点は、襟を正して改善に努めていかないといけないと考えている。また、本日お集まりの委員の皆様から適切なアドバイスをいただくことによって、それを大いに参考にしながら我々業界

の改善に努めて参りたい。お客様に、地域の方々に好感をもたれる、信頼をされるタクシー業界を構築していかないといけないという意識で取り組んでいる。皆様からの忌憚のないご意見をいただいて、我々業界の改善の為に役立たせていただければ非常にありがたいと考えている。

このような経済状況の中、乗務員が楽しい正月を迎えることができるのかという心配をしている。賃金について出来高制をとりいれているため、現在、非常に低賃金となっている。そういう中で、12月あるいは正月を迎えるにあたり、乗務員は非常に辛いのではないかと思う。

また、最近、悲惨な、陰惨な事件、事故がおきており、このような経済情勢の中では、年末にかけて悲惨な事件、事故等（タクシー強盗など）が起きなければいいなとも心配している。そういうような事件に巻き込まれないような指導をしていかなければならないと思っている。

業界あるいは乗務員が協同で、これから先の業界を切り開いていくために一生懸命に頑張るつもりであるのでよろしくをお願いしたい。

【意見】

昨夜、パトロールをしてみたが、肥後銀行 アーケードの間に8～9台のタクシーが停車をしていた。交差点近くにて車線を占領し、信号が青に変わっても動かずに客待ちの駐車をしている。運転手がどうかかわらないが、タクシーの待機所に放尿をする人がいるという話も聞く。規律面をきちんとしていくべきと感じる。

個人タクシーは、八代交通圏にはないということで良いか。

「ない。熊本交通圏のみ。」と回答。

八代交通圏では、事業者会に加入していない事業者がいるとのことであったが、労働条件や運賃の面の話し合いをする中で、統一されない分野がでてくるのではないかと思う。利用者からもいろんな意見がでてくるのではないかと思われ、そういう面の条件整備を八代交通圏は八代交通圏で整理をしていかなければいけないのではないかと思う。

タクシーというのは公共交通機関であるので、組合サイドにおいては、同一地域同一運賃であって然るべきという意見が常にある。利用者はどうしても、安い方へと流れる。これを機に、行政としても考えていただきたい。会社も潤うし、運転手も潤うという状況になってもらいたいと考える。

(回答) 個人タクシーについては、八代交通圏にはない。県内では熊本交通圏だけしか許可されていない。それから、同じような意見があったが、どうして同一の条件にできないのかということではないかと思うが、全国でそういう問題が起きている。

平成13年に規制緩和が行われ、参入規制の撤廃と運賃の多様化ということで、当時の流れとしては、「いろんな運賃があってもいいじゃないか。」「いろんなサービスが受けられていいじゃないか。」というのが主流で現行に至ったと考えている。

ただ、そういう流れの中で、逆に過度な運賃競争になっていないかとか、運転手さんの労働条件、賃金の条件なりが非常に悪くなっているんじゃないかということが、果たして今回の特措法ということになったのではないかと考えている。

本来であれば、この協議会なりで、「同一地域同一運賃にしましょう。」とか、「車は何台にしましょう。」であるとか、決められれば一番良いのかなと思っているが、これは、公正取引委員会の独占禁止法というのがあり、協議会のような場で、そのような内容を決定してしまうというのはちょっと問題があるというふうに言われている。現状についての認識は、皆さん、たぶん同じになられたのではないかと思う。これに向けて、今度は各事業者が取り組んでいかれるのかなと思っている。

国交省としても、自動認可運賃という枠があり、次回にでもそういう運賃体系についてお出ししたいと思っているが、それを下回る事業者に対しての措置というのも別途考えられているため、次回に、その措置関係についてもご説明したいと考えている。